## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

**担当部署：福祉部福祉総務課　No.001**

| | |
|---|---|
| 処　分　名 | 社会福祉法人定款変更認可 |
| 処分の概要 | 社会福祉法人の定款変更について認可します。 |
| 根拠法令等・条項 | 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 31 条第 1 項、第 32 条及び第 45 条の 36 第２項 |
| 審査基準 | 社会福祉法人の定款の変更内容が、下記の通達に適合しているかどうか等を審査し、関係課と審議のうえ、当該社会福祉法人の定款変更の認可を決定します。<br><br>①「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 980 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局連名通知）<br><br>②「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知） |
| 標準処理期間 | 20 日 |
| 設定年月日 | 平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日） |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 第二庁舎 2 階福祉総務課窓口への提出 |
| 備　　考 | |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | ■社会福祉法<br>第 31 条　社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続きに従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。<br>一　目的<br>二　名称<br>三　社会福祉事業の種類<br>四　事務所の所在地<br>五　評議員及び評議員会に関する事項<br>六　役員（理事及び監事をいう。）の定数その他役員に関する事項<br>七　理事会に関する事項<br>八　会計監査人を置く場合には、これに関する事項<br>九　資産に関する事項<br>十　会計に関する事項<br>十一　公益事業を行う場合には、その種類<br>十二　収益事業を行う場合には、その種類<br>十三　解散に関する事項<br>十四　定款の変更に関する事項<br>十五　広告の方法<br><br>（認可）<br>第 32 条　所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続きが、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しないければならない。<br><br>（定款の変更）<br>第 45 条の 36　定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。<br>２　定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。<br>３　第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。<br>４　社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

**担当部署：福祉部福祉総務課　No.002**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 社会福祉法人の解散の認可又は認定 |
| **処分の概要** | 社会福祉法人が解散しようとするときは、市長の認可又は認定が必要です。 |
| **根拠法令等・条項** | 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 46 条第２項 |
| **審査基準** | 処分の先例がないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。 |
| **標準処理期間** | 処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。 |
| **設定年月日** | 平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 第二庁舎 2 階福祉総務課窓口への提出<br>（事前審査が必要となりますので、申請前に福祉総務課までお問い合わせください。） |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | ■社会福祉法<br>（解散事由）<br>第 46 条　社会福祉法人は、次の事由によって解散する。<br>一　評議員会の決議<br>二　定款に定めた解散事由の発生<br>三　目的たる事業の成功の不能<br>四　合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）<br>五　破産手続開始の決定<br>六　所轄庁の解散命令<br>２　前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。<br>３　清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

**担当部署：福祉部福祉総務課　No.003**

| | |
|---|---|
| 処　分　名 | 社会福祉法人の合併の認可 |
| 処分の概要 | 春日部市が所轄庁である社会福祉法人同士が合併しようとするときは、春日部市長の認可が必要です。 |
| 根拠法令等・条項 | 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)<br>第 32 条、第 50 条第３項及び第 54 条の６第２項 |
| 審査基準 | 処分の先例がないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。 |
| 標準処理期間 | 処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。 |
| 設定年月日 | 平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日） |
| 申請時期 | 随時 |
| 申請方法 | 第二庁舎 2 階福祉総務課窓口への提出 |
| 備　考 | |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | ■社会福祉法<br>（認可）<br>**第32条**　所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。<br><br>（吸収合併の効力の発生等）<br>**第50条**　社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。<br>２　吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を継承する。<br>３　吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。<br>４　第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。<br><br>（新設合併の効力の発生等）<br>**第54条の6**　新設合併社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。<br>２　新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。<br>３　第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。 |

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

**担当部署：福祉部福祉総務課　No.004**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 社会福祉法人設立認可 |
| **処分の概要** | 社会福祉法人の設立について認可します。 |
| **根拠法令等・条項** | 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)<br>第 25 条、第 31 条第 1 項、第 32 条及び第 114 条 |
| **審査基準** | 社会福祉法第 25 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定により、社会福祉法人の資産、定款の内容及び設立の手続が、上記の法令の規定及び、下記の通達に適合しているかどうか審査し、関係課及び社会福祉法人認可審査委員会で審査の上、当該社会福祉法人の認可を決定します。<br>なお、当該社会福祉法人が共同募金会を設立しようとするときは、社会福祉法第 25 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条に加え、社会福祉法第 114 条の規定をも満たさなければなりません。<br><br>①「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連盟通知）<br><br>②「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連盟通知） |
| **標準処理期間** | 30 日 |
| **設定年月日** | 平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日） |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 第二庁舎 2 階福祉総務課窓口への提出 |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | ■社会福祉法<br>（要件）<br>第 25 条　社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。<br>（申請）<br>第 31 条　社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続きに従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。<br>一　目的<br>二　名称<br>三　社会福祉事業の種類<br>四　事務所の所在地<br>五　評議員及び評議員会に関する事項<br>六　役員（理事及び監事をいう。）の定数その他役員に関する事項<br>七　理事会に関する事項<br>八　会計監査人を置く場合には、これに関する事項<br>九　資産に関する事項<br>十　会計に関する事項<br>十一　公益事業を行う場合には、その種類<br>十二　収益事業を行う場合には、その種類<br>十三　解散に関する事項<br>十四　定款の変更に関する事項<br>十五　広告の方法<br>（認可）<br>第 32 条　所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続きが、法令の規定に違反していないかどうか審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。<br>（共同募金会の認可）<br>第 114 条　第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たっては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。<br>一　当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。<br>二　特定人の意思によって事業の経営が左右されるおそれがないものであること。<br>三　当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。<br>四　役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。 |

## 申請に対する処分の審査基準

**担当部署：福祉部福祉総務課　No.005**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 総合福祉センター（あしすと春日部）のデイサービスセンターの使用の許可 |
| **処分の概要** | 介護保険法（平成９年法律第 123 号）に規定する要介護者及び要支援者と認定されていない方が総合福祉センター（あしすと春日部）のデイサービスセンターを使用しようとするときは、春日部市長の許可を受ける必要があります。 |
| **根拠法令等・条項** | 春日部市総合福祉センター条例（平成 17 年条例第 86 号）第 11 条<br>春日部市総合福祉センター条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 20 号）第２条 |
| **審査基準** | 春日部市総合福祉センターにあるデイサービスセンターを使用できる方は、<br>（１）介護保険法（平成９年法律第 123 号）に規定する要介護者及び要支援者と認定された方<br>（２）その他市長が特に必要と認めた方<br>となります。<br>なお、（２）の場合については、市長の許可が必要となりますが、（２）については処分の先例がないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、基準は設定しません。 |
| **標準処理期間** | 5 日（利用日等の調整に要する期間 3 日を含む） |
| **設定年月日** | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | ケアマネージャーを通じて申請 |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | ■春日部市総合福祉センター条例<br>（使用の許可及び制限等）<br>第11条　デイサービスセンターを使用できる者は、次に掲げる者とする。<br>（１）介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する要介護者及び要支援者と認定された者<br>（２）その他市長が特に必要と認めた者<br>２　デイサービスセンターを使用しようとする者（前項第１号に規定する者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>３　市長は、前項の規定により、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。<br><br>■春日部市総合福祉センター条例施行規則<br>（デイサービスセンターの使用の許可手続）<br>第２条　条例第11条第２項の規定により、春日部市高齢者デイサービスセンターの使用の許可を受けようとする者又はその家族（次項において「デイサービスセンターの申請者」という。）は、春日部市高齢者デイサービスセンター使用・変更申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>（１）健康状況証明書（様式第２号）<br>（２）日常生活状況調査表（様式第３号）<br>２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該デイサービスセンターの申請者に春日部市高齢者デイサービスセンター使用・変更許可（却下）通知書（様式第４号）により通知するものとする。 |

## 申請に対する処分の審査基準

**担当部署：福祉部福祉総務課　No.006**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 総合福祉センター（あしすと春日部）の巡回型ホームヘルプサービスの使用の許可 |
| **処分の概要** | 介護保険法に規定する要介護者及び要支援者と認定されていない方が総合福祉センター（あしすと春日部）の巡回型ホームヘルプサービスを使用しようとするときは、春日部市長の許可を受ける必要があります。 |
| **根拠法令等・条項** | 春日部市総合福祉センター条例（平成１７年条例第８６号）第２１条<br>春日部市総合福祉センター条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 20 号）第４条 |
| **審査基準** | ◎春日部市総合福祉センターの巡回型ホームヘルプサービスを受けることができる世帯は、次に掲げる方がいる世帯とします。<br>（１）　介護保険法に規定する要介護者及び要支援者と認定された方<br>（２）　市内に住所を有し常時介護を必要とする者のうち、前号の適用を受けない方<br>（３）　その他市長が特に必要と認めた方<br>なお、（２）（３）の場合については、市長の許可が必要となりますが、処分の先例がないものであって条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため、基準は設定しません。 |
| **標準処理期間** | 5 日（利用日等の調整に要する期間 3 日を含む） |
| **設定年月日** | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | ケアマネージャーを通じて申請 |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | 春日部市総合福祉センター条例<br>（利用の許可及び制限等）<br>第21条　巡回型ホームヘルプサービスを受けることができる世帯は、次に掲げる者のいる世帯とする。<br>（１）　介護保険法に規定する要介護者及び要支援者と認定された者<br>（２）　市内に住所を有し常時介護を必要とする者のうち、前号の適用を受けないもの<br>（３）　その他市長が特に必要と認めた者<br>２　巡回型ホームヘルプサービスを受けようとする者（前項第１号に規定する者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>３　市長は、前項の規定により、許可をするに当たって必要があるときは、条件を付することができる。<br><br>春日部市総合福祉センター条例施行規則<br>（巡回型ホームヘルプサービスの利用の申請）<br>第４条　条例第21条第２項の利用の許可を受けようとする者（次項において「巡回型ホームヘルプサービスの申請者」という。）は、春日部市ホームヘルプサービス利用・変更申請書（様式第９号）に当該世帯の生計中心者の課税の状況を明らかにできるものを添えて市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該巡回型ホームヘルプサービスの申請者に春日部市ホームヘルプサービス利用・変更許可（却下）通知書（様式第10号）により通知するものとする。 |

## 申請に対する処分の審査基準

**担当部署：福祉部福祉総務課　No.007**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 総合福祉センター（あしすと春日部）の障害者福祉センターの使用の許可 |
| **処分の概要** | 総合福祉センター（あしすと春日部）の障害者福祉センターを使用しようとするときは、春日部市長の許可を受ける必要があります。 |
| **根拠法令等・条項** | 春日部市総合福祉センター条例（平成１７年条例第８６号）第１３条<br>春日部市総合福祉センター条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 20 号）第３条 |
| **審査基準** | ◎春日部市総合福祉センターの障害者福祉センターの使用の許可は、次の（１）（２）（３）のいずれかを満たすことが必要です。<br>（１）　市内に住所を有する身体障害者（児）及びその介護者<br>（２）　市内に住所を有する言語障害児等及びその介護者<br>（３）　その他市長が特に必要と認めた者<br>なお、（３）の場合については、市長の許可が必要となりますが、処分の先例がないものであって条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため、基準は設定しません。 |
| **標準処理期間** | 5 日（利用日等の調整に要する期間 3 日を含む） |
| **設定年月日** | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 春日部市総合福祉センター２階社会福祉協議会窓口 |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | 春日部市総合福祉センター条例<br>（使用の許可及び制限等）<br>第 15 条　障害者福祉センターを使用できる者は、次に掲げる者とする。<br>（１）　市内に住所を有する身体障害者（児）及びその介護者<br>（２）　市内に住所を有する言語障害児等及びその介護者<br>（３）　その他市長が特に必要と認めた者<br>２　障害者福祉センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>３　市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。<br><br>春日部市総合福祉センター条例施行規則<br>（障害者福祉センターの使用の許可手続）<br>第３条　条例第 15 条第２項の規定により、春日部市心身障害者（児）福祉センターの使用の許可を受けようとする者又はその家族（次項において「障害者福祉センターの申請者」という。）は、春日部市心身障害者（児）福祉センター使用・変更申請書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>（１）　条例第 13 条第１号に掲げる業務を受けようとするとき　健康状況証明書（様式第６号）及び日常生活状況調査表（様式第７号）<br>（２）　条例第 13 条第２号に掲げる業務を受けようとするとき　市長が別に定める書類<br>２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該障害者福祉センターの申請者に春日部市心身障害者（児）福祉センター使用・変更許可（却下）通知書（様式第８号）により通知するものとする。 |

## 申請に対する処分の審査基準

**担当部署：福祉部福祉総務課　No.008**

| | |
|---|---|
| **処　分　名** | 総合福祉センター（あしすと春日部）の附属施設の使用許可及び制限 |
| **処分の概要** | 総合福祉センター（あしすと春日部）の附属施設（講習室、研修室、調理実習室及び福祉団体交流室）を使用しようとするときは、春日部市長の許可を受ける必要があります。 |
| **根拠法令等・条項** | 春日部市総合福祉センター条例（平成１７年条例第８６号）第２２条<br>春日部市総合福祉センター条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 20 号）第５条 |
| **審査基準** | ◎春日部市総合福祉センターの附属設備の使用の許可は、次の（１）または（２）の要件を満たし、かつ（３）（４）（５）（６）（７）（８）の全てに該当しないことが必要です。<br><br>〇どちらかを満たす必要があるもの<br>（１）　福祉ボランティア団体及び市内の福祉関係団体<br>（２）　その他市長が必要と認めたもの<br>〇該当した場合でも許可できないもの<br>（３）　秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。<br>（４）　建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。<br>（５）　営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に総合福祉センターの名称を使用するとき。<br>（６）　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。<br>（７）　特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。<br>（８）　その他管理上支障があるとき。 |
| **標準処理期間** | 3 日（申請内容の確認・審査に要する期間 1 日を含む） |
| **設定年月日** | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| **申請時期** | 随時 |
| **申請方法** | 第二庁舎 2 階福祉総務課窓口への提出 |
| **備　　考** | |

| | |
|---|---|
| **根拠法令及び関係法令等の抜粋** | 春日部市総合福祉センター条例<br>（使用の許可及び制限等）<br>第22条　附属施設を使用できるものは、次に掲げるものとする。<br>（１）　福祉ボランティア団体及び市内の福祉関係団体<br>（２）　その他市長が必要と認めたもの<br>２　附属施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>３　前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。<br>（１）　秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。<br>（２）　建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。<br>（３）　営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に総合福祉センターの名称を使用するとき。<br>（４）　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。<br>（５）　特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。<br>（６）　その他管理上支障があるとき。<br>４　市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。<br><br>春日部市総合福祉センター条例施行規則<br>（附属施設の使用の許可手続）<br>第５条　条例第22条第２項の規定により、その他附属する施設の使用の許可を受けようとする者（次項において「附属施設の申請者」という。）は、春日部市総合福祉センター施設使用申請書（様式第11号）により市長に申請しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、春日部市総合福祉センター施設使用許可書（様式第12号）を当該附属施設の申請者に交付するものとする。<br>３　第１項に規定する申請は、使用する日の１か月前からとする。 |